

傷病手当金制度の判定フローチャート

令和2年1月1日から現在まで、岡山市の国民健康保険に加入している(加入していたことがある)。

↓ はい

→ いいえ

対象外
※加入している(いた)健康保険
にお問い合わせください。

国保加入期間中、給与等の支払いを受けていた(被用者)期間がある。

↓ はい

→ いいえ

対象外
※給与等の支払いを受けていた
方(被用者)が対象となります。

令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われたことから、療養のため3日連続して仕事を休み4日目以降も仕事を休んだ期間がある。

↓ はい

→ いいえ

対象外
※休み始めた日から連続して3日間
(待期期間)は支給対象になりませ
ん。

4日目以降(待期期間後)の休み期間は、給与等の支払いがない、または減額された。

↓ はい

→ いいえ

原則対象外
※有給休暇などで給与等の支払いを
受けている場合は支給対象になりま
せん。
ただし、給与等の額が傷病手当金の
額より少ないときは、その差額が支給
されます。
詳しくはお問い合わせください。

傷病手当金支給対象の可能性があります。
支給対象日から2年を過ぎると申請できなくなるので、
担当部署(岡山市国保年金課資格給付係)へお早めにご
連絡ください。

← 該当の
場合

申請には以下の申請書類の作成が必要となります。

- ①様式第1号 支給申請書 (世帯主記入用)
- ②様式第2号 支給申請 報告書 (国保に加入している本人記入用)
- ③様式第3号 支給申請 証明書 (事業主記入用)